

## 石川県看護師特定行為研修支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、今後の在宅医療等の充実と看護の質の向上を図るため、手順書により特定行為を実施できる看護師を養成することを目的に、当該年度に特定行為研修を受講する看護職員を雇用している医療機関に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができるものとする。その補助金の交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「特定行為」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に定めるものとする。

第3条 この要綱において「特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に定めるものとする。

第4条 この要綱において「看護職員」とは、保健師助産師看護師法第7条の看護師免許を有するものとする。

### (補助対象事業者)

第5条 本補助金の対象事業者は、特定行為研修を受講する看護職員を雇用している医療機関（以下、「医療機関」という。）とする。

### (補助対象特定行為区分)

第6条 本補助金の対象特定行為区分は、石川県看護師特定行為研修支援事業費補助金交付要綱別表1に定めるものとする。

### (補助対象経費)

第7条 本補助金の対象経費は、前条の特定行為区分において当該年度に医療機関が支出する以下に掲げる経費とする。

- (1) 入学金（入講料）、共通科目受講料、区分別科目受講料、交通費及び宿泊費（以下「旅費」という）
- (2) 研修に要する図書費及び教材費

### (補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）ただし、補助金の上限は、特定行為研修を受講する看護職員一人あたり250,000円とする。

### (補助金の交付の条件)

第9条 特定行為研修を修了することを条件として付す。

2 特定行為研修を修了見込みであった看護職員が当該研修を修了しなかった場合には、医療機関は、当該研修を修了しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第4条の規定による補助金交付申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるとおりとする。

(決定の通知)

第11条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定通知は、補助金交付決定通知書により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第12条 規則第6条第1項に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 総事業費の20%を超える増減の変更

(2) 受講者又は特定行為区分の変更

2 規則第6条第1項の規定による補助金の変更等の承認申請は、別記様式第2号によるものとする。

(申請の取り下げ)

第13条 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による補助事業実績報告書は、別記様式第4号によるものとする。

2 補助事業者は、規則第13条の規定による補助事業実績報告書を、当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金額の確定通知書により行うものとする。

(補助金の交付)

第16条 規則第16条第2項の規定による補助金請求書は、別記様式第5号によるものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第18条 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(実施細則)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成30年7月12日から施行し、平成30年4月1日以降に受講する特定行為研修から適用する。

## 附 則

2 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

## 附 則

3 この要綱は、令和2年5月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1（第5条関係）

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカの操作及び管理 一時的ペースメカリードの抜去 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心嚢ドレーン管理関連	心嚢ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壞死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ラインの確保

透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徵候がある者に対する薬剤の臨時の投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時の投与 抗精神病薬の臨時の投与 抗不安薬の臨時の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整